

【コロナ緊急事態宣言（4度目）が発出されました】

新型コロナウイルスの感染拡大は、感染力の極めて強いデルタ株が猛威を振るい、これまでに経験したことのない勢いで感染拡大が続いています。

亀岡市にあっても新規感染者が日を追うごとに増え、特に若年者の増加が著しい状況にあって、お盆を挟んだ8月11日～18日の1週間の新規感染者が160人に達し、多い日には30人を超える日もあって大変憂慮すべき事態に陥っています。

こうした情勢を受け、8月20日～9月12日の間、京都府全域に特別措置法に基づく緊急事態宣言が再び発出されました。

京都府から府内全域に対し、不要不急の外出を極力控えて、徹底して人流を減らす行動が要請されていますので、何とぞご自身やご家族、大切な方の命を守る行動にご理解とご協力をお願いします。

この緊急事態宣言の発出を受けて、「畑野健康ふれあいセンター」「畑野町公民館」の利用を宣言期間中は停止します。

自治会事務所にあっても、午前中のみとして、午後の執務は休んでいますのでご注意ください。

コロナワクチンの接種が進んでいますが、全員接種にはもうしばらく期間を要します。今の頑張りが、この危機を乗り越え、感染拡大を抑え込むターニングポイントであるともいわれています。不安と自粛を強いられる生活が続きますが、感染防止の行動に頑張っていきましょう。



新型コロナ感染防止措置として
自治会事務所の執務は 午前中の
みにしていますので 午後は閉め
ています (畑野町自治会)



新型コロナ感染防止措置として
緊急事態宣言期間中は「畑野健康
ふれあいセンター」の使用を停止
します (亀岡市／畑野町自治会)